

地方からの提案個票

＜各府省第2次回答まで＞

通番	ヒアリング事項	個票のページ
19	訪問看護ステーションの開業要件の緩和	1～4
追5	障害者総合支援法に基づく市町村検査事務の一部委託化	5～8
25	生活保護事務に関する規制緩和	9～22
23	施設入所児童等に係る予防接種の保護者同意要件の緩和	23～28
7	朝・夕の時間帯における保育士配置定数の緩和	29～32

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

通番19

管理番号	233	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	訪問看護ステーションの開業要件の緩和				
提案団体	徳島県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

訪問看護ステーション開業要件である看護師等の配置基準(現状では常勤換算2.5人)を過疎地域において緩和する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

過疎地域においては、訪問看護ステーションから移動時間に片道1時間以上を要する利用者があり、車の運転等、訪問看護師の負担が大きい。また、訪問看護ステーション側からは、効率的な訪問看護の提供ができず、採算がとれないといった経営面の課題がある。

さらに、遠隔地に訪問看護を提供するサテライトの設置については、本県では、小規模な訪問看護ステーションが多く、設置が進んでいない(平成27年4月現在 2カ所)。

一方、訪問看護の利用について、訪問看護ステーションの効率等から、利用者の療養生活に合わせた訪問看護が受けにくい現状がある。

【規制緩和による効果】

訪問看護ステーションの人員基準を2.5人から緩和することで、過疎地域においても開業が可能となり、退職後にUターン、Iターンを考えている看護職の働く場をつくり、人の流れをつくることできる。

また、そうした看護職が自分のふるさとで、ライセンスを活かして、できるところから、地域貢献をしたいという思いを後押しすることとなり、地域の活性化にも繋がる。

さらに、過疎地域に住む高齢者にとっても、自分の地域に在住する顔なじみの看護職からサービスを受けることで「住み慣れた地域で、自分らしく暮らす」オーダーメイドの療養生活を送ることが可能となる。加えて過疎地域では医療的なケアへの不安から医療機関や施設に入院・入所している高齢者も多いと思われるため、このサービスが定着することになれば、施設から在宅へという流れができ、地域包括ケアシステムの構築につながり、地域の安心につながる。

根拠法令等

介護保険法第74条第1項、第2項、第3項
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第60条

各府省からの第1次回答

現行制度においても、指定訪問看護サービスの確保が著しく困難な離島等の地域においては、市町村が必要と認める場合、通常の人員基準を満たさない場合であっても訪問看護を提供できることとなっており、ご要望の過疎地域において常勤換算2.5人の人員基準を緩和することは、既に可能となっている。

また、離島等以外の地域においても、例えば、本体事業所に常勤換算1.5名を配置していれば、サテライトでは常勤換算1名の配置で訪問看護を提供することは可能であり、人員面に配慮した措置を講じていることから、そもそも要望は規制改革に当たらない。

加えて、本要望に提示されている「採算がとれないといった経営面の課題」については、介護報酬における離島や中山間地域等に関する加算単位数の水準等により対応すべき課題であり、訪問看護ステーションの開業要件を緩和することで解決できる課題とは考えられない。

訪問看護は、地域包括ケアシステムの根幹を成すサービスの1つであり、特に医療ニーズのある中重度の要介護者が、住み慣れた地域での在宅生活を継続するための重要なサービスとして、利用者のニーズに応じて、基本的に24時間対応可能な体制を整備する必要がある。人員基準を緩和した訪問看護ステーションでは、このような対応が困難であり、中重度の要介護者の療養生活ニーズに対応しきれないことが生じ得ることから、このような基準の緩和は適切ではない。

また、これまでも訪問看護ステーションの人員基準の緩和については、規制・制度改革に係る対応（平成23年7月22日閣議決定「規制・制度改革に係る追加方針」）において、東日本大震災の被災地における人員基準の特例措置の実施状況を踏まえた検討がなされ、その結果、利用者、事業所、有識者等で構成される社会保障審議会介護給付費分科会において、現行の人員基準を維持すべきとの結論（平成25年3月8日介護給付費分科会諮問答申）を得て、当該特例措置も廃止されている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

（以下、概要。詳細は補足資料に記載）

- ・本提案は、「過疎地における人員基準の緩和」を求めるものであるが、特例居宅介護サービス費の制度の活用に関しては、過疎地の現状を踏まえた対象地域の見直し及び同制度の有効性を周知することが必要と考える。
- ・過疎地においてサテライトの進出を促すためには、他の法人の訪問看護ステーションとの連携を図ることが可能な場合はサテライトと同様に扱うなど柔軟な対応が必要。
- ・訪問看護ステーションにおける24時間対応を進めるための大規模化が進められているが、全ての施設が24時間対応を行うのではなく、基幹的な役割を果たす大規模施設と、機動的に動く地域の小規模施設が役割分担をした上で、体制整備を進めるべき。
- ・人材確保が困難な過疎地においては、上記のような役割分担や他の多様なサービスとの連携を図っていくことこそが、地域包括ケアシステム構築の近道であり、日本版CCRC推進の一助ともなると考える。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

福知山市、奥出雲町

○過疎地域の定義は不明だが、訪問看護が不足しており、人員基準の緩和は必要と考える。
○中山間地では、利用したい方は多いが、人員基準のクリアが厳しい状況になる場合があり、サービスの提供に支障をきたすことがある。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、所管省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

【全国市長会】

サービス提供に支障がないよう留意しつつ、提案の実現に向けて検討すること。

なお、現行制度においても過疎地域における常勤換算2.5人の人員基準を緩和することが可能ということであるが、事実関係について提案団体との間で十分に確認を行うべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○訪問看護ステーションのサテライトの設置について、都道府県をまたぐ場合も差し支えないなど柔軟な運用を認めているとのことであるが、このように柔軟に活用できることを、地方公共団体に通知等で周知すべきではないか。

○サテライトの設置が認められるのは、現在は同一法人内に限られているが、異なる法人が設置した事業所(常勤換算で1人の場合など)であっても、協定の届出等によって運営の一体性が確認できる場合には、サテライトと同様の取扱いとすることができるよう、検討すべきではないか。

○介護保険法42条1項3号に基づき特例居宅介護サービス費の支給対象となる対象地域(厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準(平成11年厚生省告示第99号)第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域)は、具体的にはどのような基準・手続で定められているのか。

また、地方公共団体の意見を踏まえて、対象地域について柔軟に拡大等をすべきではないか。

各府省からの第2次回答

○特例居宅介護サービス費等の対象地域については、介護報酬改定の見直しの際に各市町村に照会を行い加除する必要が生じた場合には必要な措置をしてきており、これまでの間、適切に対応してきたものと考えている。

一方、介護保険制度においては、一体的な対応をする体制であるサテライトの設置を可能としており、離島等以外の地域においても、例えば、本体事業所に常勤換算1.5名を配置していれば、常勤換算1名の配置で訪問看護を提供することは可能であり、人員面に配慮した措置を講じている。このサテライトについては、現行制度においても地域の実情等を踏まえた指定が可能となっている。

○加えて、異なる法人による訪問看護ステーション間の連携を図ることについては、責任の所在が明らかではなく、サービスの利用者にとって適切な提供体制とは考えられない。

管理番号 233 補足資料【訪問看護ステーションの開業要件の緩和】（徳島県）

特例居宅介護サービス費制度については、過疎化の進行等によりその対象となる地域が現状を反映したものとはなっていないことから、対象地域の見直しが必要である。

また、人員基準については、社会保障審議会介護給付費分科会において現行基準を維持すべきとの結論が出され、東日本大震災の被災地においても緩和措置が廃止されている。こうした経緯がある以上、「特例居宅介護サービス費の制度を利用すれば基準緩和は可能」という回答があったとしても、保険者に当該制度の利用を躊躇させ、訪問看護の円滑な普及に繋がっていかない。

本提案は、「過疎地における人員基準の緩和」を求めるものであるが、同制度が居宅サービス基盤を充実させる上で有効な方策であるなら、改めて周知することにより、その活用を広める必要があると考える。

サテライトについては、サテライトの進出に係る判断は本体の訪問看護ステーションが行うため、効率性の観点から経営判断が働き、過疎地には進出しないおそれがある。そこで、サテライトの進出を促すために、たとえ他の法人の訪問看護ステーションであっても、事業所間で緊密な連携を図ることが可能であれば、サテライトと同様に扱うなど、現行よりも柔軟な対応の検討が必要である。

現在、24時間対応可能な体制整備のため、訪問看護ステーションの大規模化が進められているが、慢性的な看護師不足の中、特に人材確保が困難な過疎地においては実情に合った訪問看護提供体制を構築していく必要がある。

そこで、全ての施設が24時間対応を行うのではなく、大規模なものは地域の基幹的な施設として小規模施設を補完しながら24時間対応を行い、小規模施設は地域で機動的に動くなど、役割分担をした上で体制整備を進めることが現実的かつ効率的である。

そもそも、人材確保が困難な過疎地においても一律の人員基準を当てはめたことが訪問看護提供体制に地域格差を生じさせ、入院している高齢者が在宅に戻れないといった状況を招いている可能性もあり、このことは病床機能分化と連携、地域包括ケアシステムの構築の大きな支障となるものである。

過疎地においては、上記のような役割分担や医療機関との連携を足がかりに、他の多様なサービスと連携を図っていくことこそが、地域包括ケアシステム構築の近道であり、日本版CCRC推進の一助ともなると考える。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

通番追5

管理番号	325	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	障害者総合支援法に基づく市町村検査事務の一部委託化				
提案団体	三鷹市				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

障害者総合支援法第10条に基づく市町村の指導検査事務について、介護保険法第24条の2の規定と同様の「指定市町村事務受託法人」制度を整備する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

障害者総合支援法に基づく市町村の指導検査事務について、行財政改革に取り組む中では人員の確保が難しく、加えて人事異動もあることから、専門的知識やノウハウの蓄積、人材育成が難しく、実質的な取り組みに至っていない。

現時点では、同じく指導検査権限を持つ東京都の行う指導検査により障害福祉サービスの適正化に努めているが、年々増加する福祉サービスに対して追いついていない。

この課題を解決する手段として、介護保険法に規定を持つ「指定市町村事務受託法人(以下「指定法人」という。)」制度の導入が非常に有効であると考えます。

現在、市が行う介護保険法の給付に係る指導検査は、その大半を指定法人に委託し、市職員と受託法人が一体となって検査に臨んでいる。多くの自治体が受託法人への委託を活用しながら指導検査を行っていることから、受託法人には他自治体での実績・経験を積んだ人材も多く、市においては担当職員が少ないため、検査の実績数は少ないが、受託法人の力を借りることによって、効果的な検査が可能となっており、また、受託法人とともに指導検査を行うことで、職員のスキルアップにもつながっている。

こういった状況に鑑み、障害者総合支援法にも同様の規定を設けることにより、市町村の人員面、技術面の不足を補って効果的な指導検査を担保し、もって障害福祉サービスの質の向上を図ることとしたい。

根拠法令等

障害者総合支援法第10条

各府省からの第1次回答

障害者総合支援法の施行(平成25年4月)後3年を目途とした見直しとして、現在、厚生労働省に設置される社会保障審議会障害者部会において、見直しの検討を行っているところである。
介護保険制度における指定市町村事務受託法人制度と同様の仕組みを障害者総合支援法に導入することについては、この障害者部会の場において検討していただくこととしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方分権と行財政改革をともに推進するための方策として、基礎自治体にとっては非常に有効な制度と認識している。
法の見直しの検討にあたっては、さらなる福祉サービスの質の向上を図るための方策として、速やかな対応をお願いしたい。
また、今後の検討のスケジュールについてお示しいただきたい。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

湯沢市、足利市、東京都、武蔵野市、青梅市、府中市、調布市、町田市、小金井市、小平市、羽村市、瑞穂市、昭島市、狛江市、横浜市

○障害者総合支援法に基づく市町村の指導検査事務については、職員の人員確保及び専門的能力不足により実質的な取り組みを行っていないのが現状である。
○指導検査事務について、人員の確保が難しく、人事異動もあることから、専門的知識やノウハウの蓄積、人材育成が難しい現状が生じている。
○指定障害福祉サービス事業者等(指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者をいう。以下同じ。)の数は、平成26年4月1日現在、8,960事業所・施設である。これまで、区市町村に対し、事業費補助等の財政的支援、研修の実施等の技術的支援を行ってきたが、検査体制が未整備である等の理由から、区市町村における指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査は、平成25年度において、62区市町村中8区でしか実施されておらず、ほとんど進んでいない。
○障害者総合支援法に基づく市町村の指導検査事務については、行財政改革に取り組む中で権限のみが付与されても、財源確保、人員の確保、専門的知識やノウハウの蓄積、人材育成等が難しく、実質的な取り組みに至っていないため、現時点では同じく指導検査権限を持つ東京都の行う指導検査により障害福祉サービスの適正化に努めている状況である。
この課題を解決する手段として、人材及び技術面の課題を解決するうえでは、介護保険法に規定を持つ「指定市町村事務受託法人(以下「指定法人」という。)」制度の導入が非常に有効であると考え。(以下の制度運用についての説明は提案した三鷹市と同様)
○障害者総合支援法に基づく市町村の指導検査事務について、行財政改革に取り組む中では人員の確保が難しく、加えて人事異動もあることから、専門的知識やノウハウの蓄積、人材育成が難しく、実質的な取り組みに至っていない。
現時点では、同じく指導検査権限を持つ東京都の行う指導検査により障害福祉サービスの適正化に努めているが、年々増加する福祉サービスに対して追いついていない。
この課題を解決する手段として、介護保険法に規定を持つ「指定市町村事務受託法人(以下「指定法人」という。)」制度の導入が非常に有効であると考え。
現在、介護保険法の給付に係る指導検査は、その大半を指定法人に委託し、職員と受託法人が一体となって検査に臨んでいる。多くの自治体が受託法人への委託を活用しながら指導検査を行っていることから、受託法人には他自治体での実績・経験を積んだ人材も多く、担当職員が少ないため、検査の実績数は少ないが、受託法人の力を借りることによって、効果的な検査が可能となっており、また、受託法人とともに指導検査を行うことで、職員のスキルアップにもつながっている。
こういった状況に鑑み、障害者総合支援法にも同様の規定を設けることにより、市町村の人員面、技術面の不足を補って効果的な指導検査を担保し、もって障害福祉サービスの質の向上を図ることとし

たい。

○指導検査事務については、年々増加する事業者数に対して追いついていないため、同じく指導検査権限を持つ市においても早急に指導検査体制を整備し、障害福祉サービスの適正化に努める必要がある。

しかしながら、三鷹市同様に人員確保や専門的知識やノウハウの蓄積、人材育成などが課題であるため、人員面、技術面の不足を補う効果が見込める、「指定市町村事務受託法人」制度の導入は必要と考える。

○指導検査は、その内容や重要性から、高い専門知識が必要なことは言うまでもなく、その人材確保は重要な課題であります。また、大規模でない自治体においては、指導検査の担当部署を設置することは困難であります。

以上のことから、三鷹市が提案する、指導検査業務の一部委託が必要であると考えます。

○市町村の指導検査事務について、知識やノウハウの蓄積、人材育成が難しく取り組みができていない。また、年々増加する福祉サービスに対して追いついていない。この課題を解決する手段として、指定法人制度の導入が非常に有効である。多くの自治体が受託法人への委託を活用し指導検査を行っており、受託法人の力を借りることによって、効果的な検査が可能になり、職員のスキルアップにも繋がっている。これらのことから、障害者総合支援法にも同様の規定を設けることにより、効果的な指導検査を担保し、障害福祉サービスの質の向上を図ることとしたい。

○該当の事務を市町村が担う場合、人事異動により職員の在職期間が短い中、専門性を取得する時間が限られ、常に専門性を保持し対応することは容易ではない。また、障害者総合支援法の施行や児童福祉法の改正等により、事務量が増加している反面、人員体制の整備は進まない現状がある。さらには、現在は都が広域的に実施しているため平準化が図られているが、市町村が行うと公平性が欠ける恐れもある。

事業所との関係性を保持しつつ、格差のない事務執行を行うため、「指定市町村事務受託法人」制度を導入していただきたい。

○指導検査事務についての課題として、職員の異動により人材育成・ノウハウの蓄積が困難なこと、障害の法制度改正が継続することにより事務量が增大し職員体制が組めないなどがあります。一方市内の事業所においては、小規模で運営体制が脆弱なため指導監査を行うための経験や困難事例を解決するため能力がある広域行政の都や専門性のある法人に委託することが求められています。このことから、指定法人の制度の導入が非常に有効と考えています。

○障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等への指導検査について、東京都が3年を目途として、市町村に事務移譲する方針が示されている。市町村の障害福祉担当課では自立支援給付費の支給事務を行っているものの、職員体制が脆弱で、現状では指導検査事務のノウハウもなく職員体制も不十分である。

介護保険法では「指定市町村事務受託法人」制度が規定されており、多くの市町村で活用しているところであるが、障害者総合支援法には、当該規定がなく、事務移譲を更に困難にしているところである。障害者総合支援法にも同様の規定を設けることにより、市町村における指導検査が円滑に行われることが期待される。

○障害者総合支援法に基づく市町村の指導検査事務について、行財政改革に取り組む中では人員の確保が難しく、加えて人事異動もあることから、専門的知識やノウハウの蓄積、人材育成が難しく、実質的な取り組みに至っていない。

現時点では、同じく指導検査権限を持つ東京都の行う指導検査により障害福祉サービスの適正化に努めているが、年々増加する福祉サービスに対して追いついていない。

○人事異動等があることから他の業務を抱えながら専門的な指導検査を行うことは、現在の市町村のスタッフでは難しい状態である。よって、提案の事項が可能であれば、質の向上並びに職員の負担軽減につながる。

○経験を積んだ職員の人事異動に伴い、経験不足の職員での対応となることもあり、「人事異動等による、専門的知識やノウハウの蓄積、人材育成が難しい」という問題は非常に苦慮しているところである。

○障害者総合支援法に係る法人指導検査事務は、人員の確保等が困難なことや、更には専門性が必要なことから、人材の確保が難しく、実質的な取り組みに至っていない現状にあります。現時点では三鷹市と同様に、指導検査権限を持つ東京都の行う指導検査により障害福祉サービスの適正化に努めている状況にあります。

この課題を解決する手段として、介護保険法に規定を持つ「指定市町村事務受託法人(以下「指定法人」という。)」制度の導入が非常に有効であると考えます。

経験を積んだ専門的な知識を有する人材が、多数確保されている受託法人の協力を得る中で、検査を実施して行くことは非常に効果的であります。よって、障害者総合支援法においても介護保険法と同様の規定を設け、自治体が受託法人への委託を活用しながら指導検査を行っていきける環境を整備し、効果的な指導検査を担保し、障害福祉サービスの質の向上を図ってまいりたい。

○障害者総合支援法に基づく市町村の指導検査事務について、行財政改革に取り組む中では人員の確保が難しく、加えて人事異動もあることから、専門的知識やノウハウの蓄積、人材育成が難しく、実質的な取り組みに至っていない。

現時点では、同じく指導検査権限を持つ東京都の行う指導検査により障害福祉サービスの適正化に努めているが、年々増加する福祉サービスに対して追いついていない。

この課題を解決する手段として、介護保険法に規定を持つ「指定市町村事務受託法人（以下「指定法人」という。）」制度の導入が非常に有効であると考えます。

現在、市が行う介護保険法の給付に係る指導検査は、その大半を指定法人に委託し、市職員と受託法人が一体となって検査に臨んでいる。多くの自治体が受託法人への委託を活用しながら指導検査を行っていることから、受託法人には他自治体での実績・経験を積んだ人材も多く、市においては担当職員が少ないため、検査の実績数は少ないが、受託法人の力を借りることによって、効果的な検査が可能となっており、また、受託法人とともに指導検査を行うことで、職員のスキルアップにもつながっている。

こういった状況に鑑み、障害者総合支援法にも同様の規定を設けることにより、市町村の人員面、技術面の不足を補って効果的な指導検査を担保し、もって障害福祉サービスの質の向上を図ることとしたい。

○年々増加する指定障害福祉サービス事業所に対し、適切な頻度で実地指導を行うための体制や手法が課題となっている。このため、効果的かつ効率的に実地指導を実施できるよう、障害者総合支援法においても外部委託を可能とする必要性がある。

ただし、技術面の担保は、委託化によりただちに解決される問題ではなく、委託制度の内容や運用面での対応により左右されるものと考えます。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市区町村の実情に配慮し、十分な検討を求める。

各府省からの第2次回答

障害者総合支援法の施行後3年（平成28年4月）を目途とした見直しについては、現在、厚生労働省に設置される社会保障審議会障害者部会において検討が進められているところである。

障害者部会における検討は、本年中に取りまとめが行われる予定であり、その後、必要に応じて、見直しのための法案の提出等を進めてまいりたい。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

通番25

管理番号	80	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	生活保護受給世帯に対する代理納付事由の対象拡大				
提案団体	豊田市				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

生活保護法第37条の2(保護方法の特例)において、「保護実施機関は、保護の目的を達成するために必要があるときは、(中略)被保護者が支払うべき費用であって政令で定めるものの額に相当する金銭について、被保護者に代わり、政令で定める者に支払うことができる。」という規定を置き、代理納付事由を政令(生活保護法施行令第3条)に定めているが、その列挙事由を追記する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

生活保護受給世帯の中には、病気や障がいを抱えていたり、支援してくれる家族や知人が近くにいないなど、様々な事情を抱えており、自分では支給された保護金品から公共料金を支払うことができない人達がいる。このような人達は、生活保護受給世帯として最低生活を保障しているにも関わらず、ライフラインの供給が停止される。
ライフラインは最低生活を送るために必要不可欠であり、代理納付が可能となれば、健康で文化的な最低限度の生活をする事が可能となる。
よって、下記の項目について代理納付の追記が必要である。

・ライフライン(電気・ガス・水道)

根拠法令等

生活保護法第37条の2、生活保護施行令第3条

各府省からの第1次回答

電気、ガス、水道代については、自治体において金銭管理支援を自立支援プログラムの中に位置づけて実施すること等により被保護者の日常生活等の支援を行っており、代理納付の対象としなくとも「健康で文化的な最低限度の生活を送る」ことについての必要な支援は行うことができ、既に地方公共団体の創意工夫により最終目標を達成することができるものである。そのため、ご提案の趣旨は現行制度において実現可能であると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

金銭管理支援を自立支援プログラムの中で位置づけて実施することが可能であるとの判断であるが、被保護者にレシート等の保存や家計簿の作成を求め、ケースワーカーが家計管理に関する支援を想定していると思われる。

被保護者に保護金品が支給される前に、代理納付する自立支援プログラムを策定する方法で実現可能とする判断で良いのか検討をお願いしたい。

検討の結果によっても、上記の意味で電気、ガス、水道代について、代理納付の対象としなくとも、自立支援プログラムの中での金銭管理支援で実現可能であるとのことであれば、本市としても早期から実施するため検討を始めることとする。また、同様の支障を感じている自治体は多いと考えられるため、当該見解について告示・通達等の形で全国の自治体へ広く周知をお願いしたい。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

花巻市、能代市、湯沢市、東根市、ひたちなか市、瑞穂市、熱海市、富士宮市、豊橋市、八尾市、加古川市、小林市

○不動産業(個人等含む)やガス会社等より、滞納分の支払い方法について代理納付の意見が寄せられている。生活保護受給期間中において、ライフラインや家賃及び各種保険料等の滞納がある場合、その滞納額を少額でも定期的に返済することによって、保護廃止後において自立した生活が期待できる。

○家賃及び介護保険料の代理納付を積極的に行っているところであるが、収入が多く代理納付できないケースはあるもののそれらの滞納については少ない。

ライフライン(電気、ガス、水道等)については代理納付はしておらず、各世帯に任せている。しかし、保護費の計画的な費消に問題のある世帯も少なからずあり、滞納し困っているケースも散見される。中には、月の途中で保護費を使い果たし相談に訪れる者もいる。

○ライフラインの滞納のため、やむを得ず窓口払いするケースがあるが、当該理由では窓口払いをされないよう国県から指導がある。しかし、滞納によりライフラインが止まり本人の生活維持が困難になるほか、再開には実施機関が間に入らなければならない。現行では、目的外使用をしない又は、滞納をしないことを指導指示し、従わなければ廃止するしかないが、根本的な解決でない。水道光熱費、電話などの通信費は代理納付を可能とされたい。家賃滞納分については、現在の生活に支障のない範囲で弾力的運用を認められたい。

○代理納付については、当月家賃や給食費など、一部は実施済みであるが、水道料金などについては未実施のため、料金を滞納しているケースも少なくない状況。ライフラインや滞納分に対する各種料金についても、代理納付の必要性は高いと思われる。

○ライフラインや家賃の滞納で、生活に支障をきたしている受給世帯がある。

○豊田市と同様の事例は頻繁に生じていることから、健康で文化的な最低限度の生活の保障、生活保護廃止後の自立した生活のため、代理納付事由の追加が必要である。

○代理納付を行うことにより保護費が大家やライフライン業者の滞納整理に使われる恐れがある。社会福祉協議会が行なっている、日常生活自立支援事業を充実で対応可能と考える。

○生活保護受給者の中には障害等により、他者の支援なくしては生活を送ることのできない者も多い。生活状況によりライフラインの停止に陥るものも少なからずあり、ライフラインの使用料を代理納付することで安定した生活の維持につながると思慮される。一方、家賃や保険料の滞納精算に扶助費を

代理納付することは、最低生活を送るための保護費を借金返済に充てることと同様と考えられるため、検討が必要であると考え。

○国民健康保険料及び介護保険料の滞納があり保護廃止後に介護保険のサービスが制限されてしまう。保護期間中については介護の代理納付で対応できているが、保護開始前の滞納について廃止後は対応ができない状況である。

○ライフライン等の未払いや介護保険料や家賃の滞納分により、大屋等より現業員に相談があり、現業員から支払うよう指導して支払わせているが、代理納付が可能であれば、職員の事務の軽減にもつながる。

○生活保護受給世帯の中には、受給前に様々な滞納をしており、生活保護受給になるケースも少なくない。保護費はこれら受給前の滞納については何ら関係ないものであるが、実際には保護者の自立の妨げになっていることは多い。これらの滞納分やライフラインの代理納付が可能となれば、保護者の自立に向けた有効な施策となりうる。

○生活保護受給世帯の安定した生活を送るために、必要性は感じます。

○金銭管理が困難な場合は、社会福祉協議会の権利擁護制度や成年後見人制度を利用しているが、提案のような代理納付が可能であれば有効と考える。

○本人の同意の上で、代理納付対象を追加することには賛成。

○生活保護受給世帯の中には様々な理由によって、水道料金を滞納されている使用者がいる。このような使用者が水道料金を支払う意思があるにも関わらず、料金未納による給水停止処分を受けることを防いだり、料金徴収担当部署が滞納整理業務の軽減を図ることができるため、必要であると考え。

○市営住宅の家賃滞納がある生活保護受給者に対しては、面談等を通じ滞納分に係る納付指導を適宜行っているものの、納付に至らなかったり、一時的な納付があっても継続に至らないことがあります。

○自分では支給された保護金品から公共料金等を支払うことができない人がいる。特に単身世帯の場合はトラブルに発展することが多く、供給側との対応に苦慮している。

○生活保護費を適切に使用せず、ライフラインや家賃等を滞納するケースは散見されるが、滞納分の費用を代理納付により支払うことで、最低生活費を下回ることとなる。

また、ライフラインの支払いについては、使用量により金額が変動することで、実際の取扱には課題が多いと考える。

○電気、ガス、水道、及び家賃の滞納分については、有効性があると考えますが、国保税等については、各制度において滞納処分の執行停止の制度等があるため、それらについてまで対象とすることが適切であるか検討が必要であり、各制度との調整が必要である。

○公共料金の適切な支払いができず、ガスや電気の供給が停止される寸前又は実際に停止されるケースが発生している。

○ライフラインの供給を停止された事例がある。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

所管省からの回答が「現行制度により実現可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

【全国市長会】

厚生労働省からの回答が「現行制度において実現可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

なお、代理納付を可能とする項目については、実務上の負担とならないよう検討する必要がある。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○電気、水道及びガスは、住宅と同様に生活に不可欠なものであるため、政令改正により、所定の要件を明示し、当該要件に該当する場合には、代理納付を可能とするべきではないか。できないのであれば、理由を明確に示していただきたい。

その際、事業者が自治体に受給者の料金情報を提供することについて、個人情報保護法との関係で懸念があるのであれば、専門家の助言を受けつつ、整理すべきではないか。

○自立支援プログラムに金銭管理支援を位置付けることで、代理納付と同様の趣旨を実現している自治体もあるとのことだが、「平成17年度における自立支援プログラムの基本方針について」及び「自立支援プログ

ラム導入のための手引(案)について」では、その趣旨が明確になっているとは言えないため、それを明示するとともに、自立支援プログラムに金銭管理支援を位置付けることで、どのようなことができるのか、全国の自治体に対して具体的に通知等で示すべきではないか。

各府省からの第2次回答

生活扶助費の支給は、法第31条第3項の「居宅において生活扶助を行う場合の保護金品は、世帯単位に計算し、世帯主又はこれに準ずる者に対して交付するものとする。但し、これによりがたいときは、被保護者に対して個々に交付することができる」という規定により、同条第5項及び第37条の2で規定する場合を除き、被保護者本人に対して行うこととされているため、対応の具体例としては、保護の実施機関において自立支援プログラムを策定し、その中で行う金銭管理支援の一環として、一旦生活扶助費を本人に支給した上で、当該支援が自身にとって必要であるという被保護者本人の意思に基づく同意の下、例えばライフラインの料金支払いを代行することにより、本人の金銭管理能力の不足を自覚させ、支援を実施する中でその能力の向上を促すことが考えられる。

専門部会からご提案のように、ライフラインの代理納付を法令上に位置づければ、被保護者の自身の抱える問題についての自覚や改善の意思等とは関係なく、保護の実施機関の判断のみに基づいて代理納付が実施可能となり、自立支援プログラムの策定により前述のような支援を行う場合と比較し、被保護者自身の金銭管理能力の向上には繋がりにくく、また生活扶助費は、実費支給される住宅扶助や、加算により給付される介護保険料加算とは異なり、支給時点において用途及び額が固定されておらず、本人の自由購入により支出されるべきという法の趣旨にもそぐわないものと考えられ、改正はすべきでないと考えている。また、全国の自治体に対して具体的に通知等で示すべきとの御指摘についてはすでにいくつかの保護の実施機関において、関係法令や個々の被保護者の状況に鑑みて、自立支援プログラムの活用等により効果的な支援を行えている事例もあるところだが、豊田市や共同提案団体等におかれても類似の支援が実施できるよう、必要な情報提供を行うことを検討してまいりたい。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

通番25

管理番号	180	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	生活保護適正化に係る実施機関の調査権限の強化				
提案団体	京都市				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

実施機関の調査に対する回答義務について、現行法上は官公庁等に限定されているが、不正受給事案の早期発見や生活保護制度のより適正な運営を可能とするためには民間事業者の協力が必要不可欠であるため、金融機関や就労先等の民間事業者にも拡大することを求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性・支障事例等】

生活保護費は自治体財政の中で大きな割合を占めており、税金の使途の適正化の観点からも更なる取組が求められているところ、生活保護の不正受給の防止の徹底を図るためには、受給者の収入状況等を可能な限り正確に把握する必要がある。

この点に関し、税・所得に関する情報については、官公庁に調査への回答が義務付けられているため、確実に得ることができるが、そもそも税や所得の証明に表れてこない収入を有する場合が存在し、これらをどのように把握するかが課題となっている。

例えば、金融機関や被保護者の就労先等の民間事業者が保有する情報については、調査に対する回答が義務付けられていないため正確な把握ができておらず、不正受給につながったり、正確な保護費算定が行えなかったりと、生活保護業務の適正な運営において支障が生じている。

【見直しによる効果】

当該規定の見直しにより、生活保護のより一層の適正化を図ることができる。

根拠法令等

生活保護法第29条第2項

各府省からの第1次回答

ご提案の趣旨については理解するものの、保護の決定に当たり、当然に行うことが想定される生活保護法第29条に基づく調査について、その回答を義務付けることは金融機関等の負担の増加に直結するため関係機関の理解を得ることは困難と考えられ、また、税法を除き他の法令に類例がないため、改正を行うことは困難である。

そのため、厚生労働省としては、当該調査に係る事務の効果的、効率的な実施のために、関係団体に対する事務連絡(「生活保護法第29条に基づく調査に関する協力依頼について(要請)」)や通知(「生命保険会社に対する調査の実施について」(平成27年2月13日付け社援保発0213第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知))の発出等を行ってきているところであり、今後とも当該調査の適正実施のために取り組んでまいります。

なお、保護の実施機関の調査に対する回答状況について、金融機関の本店に対して一括照会を行った状況を調査したところ、平成25年度においては、金融機関の回答率は9割を超えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

調査の効果的、効率的な実施のために関係団体への協力を求める対応を貴省が講じていることは理解しているが、それでもなお、不正受給が生じているのが現状である。本市においても、回答義務が課されていない金融機関や就労先に調査を行ったものの、回答が得られなかった、又は回答が遅かったことにより、保護費の正確な算定等ができず、過誤払等により返還を求めなければならない事案が複数発生しており、適正な生活保護業務の遂行に支障が生じている。

また、金融機関の回答率が9割を超えているとあるが、100%でなければ不正受給は生じうるし、受給者間に不平等も生じると考えられる。

生活保護費は自治体財政の中で大きな割合を占めており、税金の用途の適正化の観点からも更なる取組が求められていること、及びこれまでの取組では、結果として不正受給の防止の徹底が図りきれていないことに鑑み、税法を除きほかに類例がないから困難である、というのではなく、調査権限の拡大により、これまでの対応からさらに一歩踏み込んだ対応が必要であると考えます。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

能代市、湯沢市、東根市、いわき市、ひたちなか市、桐生市、厚木市、大和市、綾瀬市、浜松市、富士宮市、豊橋市、豊田市、高槻市、尼崎市、伊丹市、加古川市、和歌山市、高松市、熊本市、宮崎市、守口市、特別区長会

○不正受給防止を図るため、受給者に対しては適正な収入申告を指導しているが、例年、収入等の未申告事案が多く発生している。対策として、毎年課税調査を実施しているところであるが、収入の未申告又は過少申告が散見されている。特に、飲食店等の給与明細等が発行されないケースで多くみられ、不正受給として対応せざるを得ない状況である。結果として、法78条に基づく徴収となるが、多くは費消しており、徴収によりその後の生活に影響が出ることになる。

○法第29条において保護の実施機関は必要な資料の提供を求めることができることとされているにもかかわらず、開示される情報は限られているほか、その範囲については開示者側の判断によることとなる。金融機関口座の入出金情報や年金の受給予定額などが開示されず業務に支障をきたしているため、保護の実施機関からの開示請求については応じることを義務付けるよう改善されたい。

○生活保護受給者の収入を適正に把握するため、税務担当を通じて年1回の課税調査を実施しているが、税や所得の証明に表れない収入が存在していることから、すべてを把握するに至っていない。このため、金融機関や就労先など、民間事業者が保有する情報についても、調査に対する回答を義務づけられることによって、一定の改善が期待できる。

○被保護者の給与収入などについて、除染作業を請け負っている個人事業主や、小規模飲食店(スナック等)などに照会をしても、回答が得られない事例があるので、適正な生活保護業務の運営のため、民間事業者に対する調査回答の義務付けは必要と思われる。

○就労支援による自立支援の促進に力を入れる本市においては、収入申告書や課税調査等による収

入状況の把握のほか、被保護者の就労状況、就労意欲の有無、就労継続の可能性などの情報が必要不可欠であると考えているため、千葉市と同様に、調査権限の拡大を求める。

○庁内で確認したところ、支障事例として、過去に給与支払い者が調査に非協力的だったもの数件、最終的には調査に応じたが、電話での折衝が必要だったもの(金融機関)数件があったことが確認された。

○現在、保護費の不正受給(就労収入に伴うもの)による生活保護法第78条による徴収金は一向に減らず、生活保護の適正な運営に支障をきたしている。確かに事例のとおり、官公署であれば回答を得られるものの、民間事業者になると回答が得られないものもあり、不正就労による収入を正確に把握することが難しい場合もある。このため、提案のとおり、より一層の生活保護制度の運用の適正化を図るためにも、民間事業者からの回答も義務化されることが望ましいと考える。

○申告をせずに就労をしていた保護受給者の所得状況を過去に勤務していた企業に問い合わせたところ、多忙を理由に回答を拒まれ、正確な徴収金の決定に支障を来した。

○金融機関において、調査依頼をしても積極的に調査をしていただけない事例が見受けられ、一部の金融機関においては調査に対する対価を求めてくる事例があります。また、民間事業者へ給料明細等の提出を求めても、一部の民間事業者からは拒否される事例があります。

○不正受給防止の観点から必要と思われるが、本人との信頼関係を崩さないため、同意書等の添付が必要と考える。

○就労先事業所の調査非協力により、正確な保護費算定が行えない場合がある。また、就労による保護費の不正受給の疑いがある場合に、その詳細が確認出来ない場合がある。

○生活保護のより一層の適正化を図ることができると思われるため、必要性は感じます。

○現在、生活保護法第29条第1項に基づき、民間事業者に対して調査を依頼しているところであるが、おおむね協力を得られており、現在のところ特段の不都合を感じているところではない。ただし、民間事業者に対しても調査に対する回答義務を生活保護法上に明記することによって、法律上の根拠を得ることになり、より回答を求めやすくなると思われる。

○金融機関等に調査を実施した際に手数料を求められたことがあり、調査に支障をきたしたことがある。金融機関、本店等に対する一括照会において口座が「有」の場合、回答の残高が調査時点のものであるため、再度個別照会で指定日付の残高を照会する必要がある。そのため資産状況の確認に時間を用紙、生活保護業務の適正な運営に支障が生じている。

○毎年度において実施する必要がある課税調査において、課税当局の資料のみでは十分に不正等の内容を把握することはできず、特に不正就労案件の不正に係る判断や、不正と判断した際の事務処理においては、民間事業所からの詳細の回答を必要とするが、回答のない場合もある。

○金融機関等に対する調査において、被保護者本人の同意書を複写したものに原本証明して添付する必要があるが、事務が煩雑となっている。また、未成年者の同意における有効性について理解が得られず、回答をいったん拒否され、事務が遅延した事案もあった。

○税や所得の証明に表れてこない収入を有する場合は存在するため、正確な把握に苦慮している。

○一部のインターネット銀行など、被保護者の調査に対し回答をしていただけない現状である。金融機関や就労先等の民間事業者への調査に対する回答義務の拡大が、生活保護制度のより適正な運営を図る上で必要不可欠なものとする。

○民間事業者等への調査を行う際、本人が同意していることがわかる書面を求められる場合があり、調査の目的からすれば、同意なしで調査できるようにすべきと考える。

○金融機関一括照会を行う際、市内の一部金融機関から、照会の都度回答を拒否されている。回答を得られなかった要保護者については、収入の正確な把握ができず正確な保護費算定が行えないこと、また、不正受給の可能性が否定できないことから、生活保護の適正実施に支障が生じている。

○民間事業者において、生活保護法第29条に基づく調査を実施した場合に、明確な回答が得られず、収入状況等の把握が困難なケースがある。

○就労先に調査を依頼したが、回答を拒否された事例があり、制度改正の必要があると考える。

○非課税所得や官公庁の把握しない収入については、正確な把握が困難であり、調査権限の強化は必要である。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、調査権の拡大が実態を伴ったものとなるよう、全国銀行協会等の関係機関との調整について配慮することについても検討すべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○保護費を適正に給付し、不正受給を防止することは生活保護制度の信頼の確保に不可欠であるため、不正受給のおそれがあると認められる場合等、要件を明示して、要保護者等の就労先等となっている民間事業者に対して回答を義務付けることはできないか。できないのであれば、理由を明確に示していただきたい。

○税務調査によって収入額の確認ができるとのことだが、税金の申告は年に1度であるため、生活保護の要否判定において直近3か月程度の収入額を確認する場合、不正受給のおそれがあり直近の収入額を確認する必要がある場合には、税務調査では対応できないのではないかと。

○要保護者等の収入等に関する調査協力について、金融機関以外の就労先等に対しては、特段の要請を行っていないとのことであるが、何らかの形で要請を行うべきではないかと。

各府省からの第2次回答

前回の回答においても申し上げたとおり、当該提案の重要性や実現した場合の効果については当省においても理解をしているところである。他方、生活保護法第29条に基づく調査について、民間事業者に対して回答を義務付けることについては、金融機関や被保護者の就労先である民間事業者に対する負担の増加につながることは間違いなく、幅広く国民の理解を得ることは難しいものと理解している。その上、生活保護法においては、第28条の規定に基づき、要保護者本人に対し、資産、収入の状況等について報告を求めることができ、当該報告の求めに対する回答を拒否するような場合には、同条第5項の規定に基づき保護の申請の却下や保護の停・廃止も検討することができることとなっている。さらに、法第61条においては被保護者の収入等に変動があった場合に届け出る義務が規定されており、当該規定の義務が履行されていないと認められる場合には法第27条に基づく指導を行った後、法第62条第1項及び第3項の規定に基づき、保護の停・廃止を行うことも想定されるものである。さらにこれらの規定の実行力を担保し、保護を適切ならしめるために、法第78条において不正受給に係る徴収金の徴収が規定されており、また、法第85条及び第86条において罰則が規定されている。つまり、法第29条の規定はこれらの対応に加え、不正受給のおそれがある場合等において、運用されるものであり、同条のみによって要保護者の収入状況等を把握するものではない。

なお、税務調査によっては確認できない税情報がある時期においては、上記のような被保護者からの届出にかかる指導指示等の対応をより確実に実施する必要があり、これらを行ったにも関わらず、次年度における税務調査により収入の過小申告等が明らかになった場合等には、法第78条の適用を検討するなどの厳正な対応をいただいているものと理解している。

提案団体においては、生活保護制度の適正実施のため、適切な対応をされているものと認識しているが、法令上このような権限が実施機関に与えられているのであるから、関係機関の負担増となるような法第29条の調査について回答義務の創設を検討するべきではないという各方面からの反論が容易に想定される。そのため、当該提案の実現は、立法過程における合意形成に大きな課題があることから現時点では難しいものと考えている。専門部会からの「不正受給のおそれがあると認められる場合等、要件を明示して、要保護者等の就労先等となっている民間事業者に対して回答を義務付けることはできないか」という御指摘については、検討をしたものの、不正受給の端緒が個々個別の状況によって異なるため、要件に合致するような客観的な事例を示すことができず、保護の実施機関が適切に運用できる規定とすることが難しいこと等の課題があるため、やはり改正は困難であるものと理解している。

一方、調査協力について何らかの形で要請すべきとの指摘については、照会先の関係機関の理解を得て、より円滑な調査の運用がなされるよう、提案団体の意見も踏まえ、具体的な対応を今後検討してまいりたい。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

通番25

管理番号	301	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	生活保護法に基づく費用返還請求権及び費用徴収権の破産法上における非免責債権化等				
提案団体	千葉市				
制度の所管・関係府省	法務省、厚生労働省				

求める措置の具体的内容

生活保護法第63条に基づく費用返還請求権及び同法第78条に基づく費用徴収権を、破産法第253条において非免責債権として明記するか、若しくは破産法第163条第3項に規定する偏頗行為の否認の例外として明記するなどの改正を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

資産を有しながらも破産が予測されるような状態にある者から保護申請があったとしても、直ちに保護を実施すべき急迫した事由がある場合には、必要な保護を行うことが、現行制度上、実施機関に求められる。このような状況で保護を受けた場合、保護の補足性が適用されないとする、受給者間での不平等・不合理な状況が生じることとなり、生活保護法の適正な運用が困難となることが懸念される。

【支障事例】

本市においては、生活保護受給開始後に自己破産した被保護者から生活保護法第63条の費用償還を受けたことが、破産法に規定する債権者平等の原則を害するもの(偏頗行為)であると提訴され、東京高裁において本市の敗訴が確定し、全額を破産管財人へ返還する事案があった。

根拠法令等

破産法第163条第3項及び第253条
生活保護法第63条及び第78条

各府省からの第1次回答

ご要望の「生活保護法第63条に基づく費用返還請求権及び同法第78条に基づく費用徴収権を、破産法第253条において非免責債権として明記するか、若しくは破産法第163条第3項に規定する偏頗行為の否認の例外として明記するなどの改正」の可否については、まずは破産法上の観点からご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

初めに、いただいた回答は、法務省・厚生労働省それぞれの立場での回答と理解するが、互いに相反するものであるため、提案事項に対する統一した国としてのご回答をいただきたい。

法務省回答では、生活保護法に基づく費用返還請求権等に、生活保護法上の優先性を付与して、国税徴収法の例による請求権などとするのを検討すべきとされているが、この点については生活保護法の改正による対応をご検討いただきたい。

ただし、生活保護法第63条や第78条の適用により、返還債務を負うこととなった被保護者には、当該債務を一括で返還できない状況にある者が多く、これらの者に対しては、最低生活維持の観点から、必要に応じて地方自治法施行令第171条の6第1項により、履行期限を延長し当該債権の金額を分割して返還させる措置を講じる必要がある。

このような措置を講じる場合は、地方自治法による請求権とした上で履行期限を設ける必要があるため、国税徴収法の例による請求権だけではなく、地方自治法による請求権に対応した破産法第253条における非免責債権としての規定や、破産法第163条第3項に規定する偏頗行為の否認の例外規定等、破産法上、当該債権を特別な扱いとする規定を設ける必要があるため、この点についてもご検討いただきたい。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

仙台市、能代市、山形市、桐生市、平塚市、大和市、綾瀬市、甲府市、富士宮市、豊田市、守口市、神戸市、尼崎市、伊丹市、加古川市、海南市、熊本市、特別区長会

○同様の事例があり、63条で返還済であったが、調べたところ、判決例が勝訴例と敗訴例と半々であった。裁判となった場合に市の持ち出しとなる弁護士費用と比較すると少額の63条であったため、費用対効果を鑑み、収納後の返還金を戻出した。上記の事例から、提案のとおり改正を求める。

○保護受給者が破産申し立てを行った際に、本市において決定した就労収入無申告による生活保護法第78条による徴収金までも免責決定されてしまった。

○現状では、偏頗弁済にあたる可能性が高いと判断し、法63条については、返還決定をした上で、一債権者として裁判所の判断を仰いでいる。

一方で法78条徴収決定については、破産法253条第2号の不法行為にあたる可能性がある場合もあり、「意見申述書」が送付された場合は、その旨を申述することはあるが、裁判所の判断を仰いでいる。

特に法78条徴収決定については、不実の申請その他不正な手段により受けた保護費に対しての徴収決定であり、一般的な債権と同等に扱うことは不適切と思われるため、例外規定を求めるべき。

○法63条適用による費用返還額のうち、未納額について、他の債務と同様に破産・免責の対象として取扱われた事例が複数あり、法78条による費用徴収額においても同様である。

また、「破産・免責されるべき性質の債権ではない」ことを申し立てても、結果、破産・免責の決定がなされている現状がある。

○自己破産申し立てにより生活保護法第63条の費用返還金が免責扱いされた事案があった。

○生活保護法第78条に基づく債権が、裁判所において免責されたことがあることから、破産法第253条において非免責債権として明記する等の改正を求める。

○生活保護受給開始後に自己破産した被保護者から生活保護法第63条の費用償還を受けたものの一部を返還する事案が生じている。

○63条・78条による債権がある被保護者が自己破産を申請し、免責決定される事例が散見されている。

○資力があるにもかかわらず、急迫の場合等において現行制度上は必要な保護をする必要が実施機

関に求められている。しかし、破産に基づき免責債権となると生活保護法の公平な実施、適正な運用が困難となることが懸念される。

【支障事例】

生活保護受給開始後に自己破産した被保護者から生活保護法第63条の費用返還を受ける、又は同法第78条の費用徴収をすることができない。

○自己破産した被保険者から生活保護法第63条の費用返還を受けたことについて、破産管財人から判例上認められていないとの指摘を受け、破産管財人へ返還した事例がある。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

生活保護法第63条及び第78条に基づく債権の非免責債権化等について十分に検討すること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○生活保護法第78条に基づく費用徴収権の破産法上における取扱いについては地方自治体に周知することだが、具体的な周知方法、スケジュールについてはどのようにお考えか。

○生活保護法第63条に基づく費用返還請求権について、同法第78条と同様の法制上の措置が可能かどうかを御検討いただけるとのことだが、その後の検討状況はいかがか。

各府省からの第2次回答

生活保護法第78条の徴収金については、生活保護法の一部を改正する法律の施行により、同条第4項の規定に基づき、国税徴収の例により徴収することができることとされたところである。これにより同条の規定に基づく債権については、破産法上、同法第97条第4号に規定する租税等の請求権に該当し、同法第163条第3項の規定に基づき偏頗行為の否認の例外とされ、さらに同法第253条の規定に基づく免責許可の決定の効力が及ばないこととなる。このことについては平成27年9月から10月にかけて開催される全国の都道府県等の生活保護担当者会議において周知を行っているところである。

一方、生活保護法第63条の規定に基づく費用返還請求権を「国税滞納処分の例」により徴収することについては、

①同請求権の発生原因が実施機関の扶助費の算定誤り等の事務手続の上の瑕疵を原因とする場合があり、このような場合において国税滞納処分の例により徴収することの妥当性

②他の法令において国税滞納処分の例により徴収されることとされている債権との均衡

③改正を実現した場合において可能となる、多くの資産を有することが想定されにくい被保護者について、差押えをはじめとした国税滞納処分を行うことの妥当性及び効果

などの論点を踏まえつつ、検討を行っているところであるが、その際特に③については、平成25年度の改正で法第78条が国税徴収の例により徴収することができることとされたことの施行状況を把握することや、被保護者の受給権にも関わるものであるから立法過程における様々な意見を踏まえることが必要であると考えている。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 第2次回答

通番25

管理番号	301	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	生活保護法に基づく費用返還請求権及び費用徴収権の破産法上における非免責債権化等				
提案団体	千葉市				
制度の所管・関係府省	法務省、厚生労働省				

求める措置の具体的内容

生活保護法第63条に基づく費用返還請求権及び同法第78条に基づく費用徴収権を、破産法第253条において非免責債権として明記するか、若しくは破産法第163条第3項に規定する偏頗行為の否認の例外として明記するなどの改正を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

資産を有しながらも破産が予測されるような状態にある者から保護申請があったとしても、直ちに保護を実施すべき急迫した事由がある場合には、必要な保護を行うことが、現行制度上、実施機関に求められる。このような状況で保護を受けた場合、保護の補正性が適用されないとする、受給者間での不平等・不合理な状況が生じることとなり、生活保護法の適正な運用が困難となることが懸念される。

【支障事例】

本市においては、生活保護受給開始後に自己破産した被保護者から生活保護法第63条の費用償還を受けたことが、破産法に規定する債権者平等の原則を害するもの(偏頗行為)であると提訴され、東京高裁において本市の敗訴が確定し、全額を破産管財人へ返還する事案があった。

根拠法令等

破産法第163条第3項及び第253条
生活保護法第63条及び第78条

各府省からの第1次回答

倒産手続は、破産者に対する債権につき、その債権の実体法上の地位等に基づいて、債権者・債務者間及び債権者相互間での利害調整を図るものであるところ、照会に係る問題点は、生活保護法に基づく費用返還請求権等の実体法上の地位如何に関わる問題であるものと考えられる。

同請求権が、受給者間での平等などを実現するために他の債権に比して優先的に取り扱われるべきであるというのであれば、生活保護法上、実体法上の優先性を付与して、国税徴収法の例による請求権などすることを検討すべきである。国税徴収法の例による請求権などとされれば、破産手続上は、租税等の請求権（破産法第97条第4号）に該当し、財団債権（同法第148条第1項第3号）又は優先的破産債権（同法第98条第1項）と位置付けられ、免責手続において非免責債権（同法第253条第1項第1号）とされる。例えば、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第21条において、各省各庁の長が返還を命じた補助金等が上記のような扱いとなっている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

初めに、いただいた回答は、法務省・厚生労働省それぞれの立場での回答と理解するが、互いに相反するものであるため、提案事項に対する統一した国としてのご回答をいただきたい。

法務省回答では、生活保護法に基づく費用返還請求権等に、生活保護法上の優先性を付与して、国税徴収法の例による請求権などすることを検討すべきとされているが、この点については生活保護法の改正による対応をご検討いただきたい。

ただし、生活保護法第63条や第78条の適用により、返還債務を負うこととなった被保護者には、当該債務を一括で返還できない状況にある者が多く、これらの者に対しては、最低生活維持の観点から、必要に応じて地方自治法施行令第171条の6第1項により、履行期限を延長し当該債権の金額を分割して返還させる措置を講じる必要がある。

このような措置を講じる場合は、地方自治法による請求権とした上で履行期限を設ける必要があるため、国税徴収法の例による請求権だけではなく、地方自治法による請求権に対応した破産法第253条における非免責債権としての規定や、破産法第163条第3項に規定する偏頗行為の否認の例外規定等、破産法上、当該債権を特別な扱いとする規定を設ける必要があるため、この点についてもご検討いただきたい。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

仙台市、能代市、山形市、桐生市、平塚市、大和市、綾瀬市、甲府市、富士宮市、豊田市、守口市、神戸市、尼崎市、伊丹市、加古川市、海南市、熊本市、特別区長会

○同様の事例があり、63条で返還済であったが、調べたところ、判決例が勝訴例と敗訴例と半々であった。裁判となった場合に市の持ち出しとなる弁護士費用と比較すると少額の63条であったため、費用対効果を鑑み、収納後の返還金を戻出した。上記の事例から、提案のとおり改正を求める。

○保護受給者が破産申し立てを行った際に、本市において決定した就労収入無申告による生活保護法第78条による徴収金までも免責決定されてしまった。

○現状では、偏頗弁済にあたる可能性が高いと判断し、法63条については、返還決定をした上で、一債権者として裁判所の判断を仰いでいる。

一方で法78条徴収決定については、破産法253条第2号の不法行為にあたる可能性がある場合もあり、「意見申述書」が送付された場合は、その旨を申述することはあるが、裁判所の判断を仰いでいる。

特に法78条徴収決定については、不実の申請その他不正な手段により受けた保護費に対する徴収決定であり、一般的な債権と同等に扱うことは不適切と思われるため、例外規定を求めるべき。

○法63条適用による費用返還額のうち、未納額について、他の債務と同様に破産・免責の対象として取扱われた事例が複数あり、法78条による費用徴収額においても同様である。

また、「破産・免責されるべき性質の債権ではない」ことを申し立てても、結果、破産・免責の決定がなされている現状がある。

○自己破産申し立てにより生活保護法第63条の費用返還金が免責扱いされた事案があった。

○生活保護法第78条に基づく債権が、裁判所において免責されたことがあることから、破産法第253条において非免責債権として明記する等の改正を求める。

○生活保護受給開始後に自己破産した被保護者から生活保護法第63条の費用償還を受けたものの一部を返還する事案が生じている。

○63条・78条による債権がある被保護者が自己破産を申請し、免責決定される事例が散見されている。

○資力があるにもかかわらず、急迫の場合等において現行制度上は必要な保護をする必要が実施機関に求められている。しかし、破産に基づき免責債権となると生活保護法の公平な実施、適正な運用が困難となることが懸念される。

【支障事例】

生活保護受給開始後に自己破産した被保護者から生活保護法第63条の費用返還を受ける、又は同法第78条の費用徴収をすることができない。

○自己破産した被保護者から生活保護法第63条の費用返還を受けたことについて、破産管財人から判例上認められていないとの指摘を受け、破産管財人へ返還した事例がある。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

生活保護法第63条及び第78条に基づく債権の非免責債権化等について十分に検討すること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○生活保護法第78条に基づく費用徴収権の破産法上における取扱いについては地方自治体に周知することのだが、具体的な周知方法、スケジュールについてはどのようにお考えか。

○生活保護法第63条に基づく費用返還請求権について、同法第78条と同様の法制上の措置が可能かどうかを御検討いただけるとのことだが、その後の検討状況はいかがか。

各府省からの第2次回答

生活保護法第78条については、平成25年改正により「国税徴収の例により徴収することができる。」とされているため、破産法上「租税等の請求権」(破産法第97条第4号)に該当し、すでに偏頗行為否認の例外(破産法第163条第3項)及び非免責債権(破産法第253条第1項第1号)として取り扱われるものと考えられる。周知については、厚生労働省においてブロック会議で周知されるものと承知している。

一方、生活保護法第63条の規定に基づく費用償還請求権について国税滞納処分の例によることができるものとするべきかについては、現在、厚生労働省において検討されているものと承知しており、その検討に適切に協力していく所存である。

なお、提案団体からの見解において、地方自治法による請求権に関する問題意識が示されているが、滞納処分の対象とし得る財産が存在せず、実際には未だ滞納処分がされていない場合でも、その債権は「国税徴収の例によって徴収することのできる請求権」であって、「租税等の請求権」に該当するため、上記問題意識が資力がない者に対して実際に滞納処分ができないことを問題とする趣旨であれば、杞憂である。また、仮にそのような趣旨でなく、生活保護法第63条及び第78条の請求権の債務者について履行期限の延長等を図らなければならないという趣旨であり、かつ、滞納処分の対象となる債権に地方自治法施行令第171条の6第1項が適用されないと解するとしても、その場合、換価の猶予(国税徴収法第151条、第151条の2)及びそれに係る分割納付(同法第152条)、滞納処分の停止(同法第153条)、納税の猶予等(国税通則法第46条)等によって対応されるのではないかと考えられる。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

通番23

管理番号	72	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	法定予防接種の保護者同意要件の緩和				
提案団体	島根県、中国地方知事会				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

法定予防接種の保護者同意要件について、児童相談所一時保護児童、施設入所児童等で保護者と連絡が取れない児童については、児童相談所長、施設長等の同意で可能とすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【背景】

現在、予防接種法による保護者の定義が「親権者または後見人」となっていることから、施設入所児童等で保護者が行方不明又は連絡がとれない児童については、保護者同意が得られないことから法定予防接種ができない状況となっている。(保護者がいない場合には施設長等が親権代行する)

施設入所の際には、通常保護者から予防接種の包括同意を得ることとしているが、どうしても事前に同意を得ることができない場合がある。

【支障事例、制度改正の必要性】

予防接種を受けていない児童が施設等で集団で生活する場合、1人が感染症に罹患すると、他の児童に感染が拡大する懸念がある。

保護者が予防接種に反対している場合は、予防接種の必要性について保護者に説明する等、同意を得るよう働きかけることができるが、保護者と連絡が取れない場合はそういったことが不可能。

そこで、保護者と連絡が取れず、保護者の同意の有無が確認できない場合においては、施設長等の同意で予防接種が可能としてほしい。

根拠法令等

予防接種実施規則第5条の2

各府省からの第1次回答

定期の予防接種を行うに当たり、予防接種実施規則第5条の2の規定に基づき、あらかじめ被接種者又はその保護者に対して、適切な説明を行い、文書により同意を得なければならないとされているが、ここでいう「保護者」とは、予防接種法第2条7項において「親権を行う者又は後見人」とされている。

ここで、児童福祉法第33条の2第1項において、「児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。」と定められている。また、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対しても同様に、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、児童福祉施設長及び児童相談所長が親権を行うこととされている。(同法第47条第1項及び第2項)

ここでいう「親権を行う者又は未成年後見人のない」場合とは、居住不明等の場合も含まれるため、児童相談所における一時保護児童及び施設入所児童等の保護者が行方不明などにより連絡が取れず、保護者の同意の有無が確認できない場合において、施設長等の同意で当該児童が定期の予防接種を受けることは現行制度上可能である。

一方で、保護者の行方を把握しているが連絡が取れない場合については、ご指摘の通り、保護者の同意の有無が確認できないために予防接種ができない場合がある。こうした場合において、施設などの長の同意で予防接種をできることとするについては、児童福祉施設長など児童福祉行政を担っている方々の意見にも配慮しつつ、法制面での対応を含め検討していくこととしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

・「保護者が行方不明などにより連絡が取れず、保護者の同意の有無が確認できない場合において、施設長等の同意で当該児童が定期の予防接種を受けることは現行制度上可能である。」については、何らかの通知などで明確にするとともに、医療機関にも周知していただきたい。

・「保護者の行方を把握しているが連絡が取れない場合」についても、実質的に予防接種ができるよう、省令改正等も含めて対応願いたい。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

釧路市、青森県、いわき市、栃木県、埼玉県、春日部市、府中市、相模原市、三条市、豊田市、岐阜県、海南市、玉野市、熊本市、宮崎市、特別区長会

○一時保護中又は施設入所中に保護者との連絡が取れなくなることは多々あり、必要性を感じている。

○施設入所中の者で入所時に保護者の同意書がないために法定接種を受けることができないケースがあった。予防接種の目的は「感染のおそれのある疾病の発生及び予防、国民の健康の保持」であり、親が行方不明等で同意書を得ることができないために、疾病予防のための予防接種を受けることができないことは児童にとって大変な不利益であると考えます。

○保護者と連絡がとれずに、必要な予防接種を受けるために対応を苦慮している事例について何件も市町村から相談を受けている。施設で集団生活を送るためには予防接種は必要であり、定期接種することができる年齢の児童には広く、公平に接種機会を設けることが重要だと考える。

○本市にも児童福祉施設があり、保護者が行方不明であるなど保護者からの同意が取れない入所児童も一定程度存在する。そのような児童においても、病気の予防を図るとともに、施設における感染症のまん延を予防する観点から、必要な予防接種を受けることができるよう、施設長・児童相談所長等の同意で接種を可能とすることを求める。

○施設入所児童等について保護者の同意の有無が確認できない場合は、その施設長の同意を得て接種可能としてほしい。(以前該当者が1名いました)

○施設入所児童については、入所の際に通常保護者から予防接種に関する同意を得ることになっているが、入所に至る経過等によっては保護者から同意を得ることが困難な事例がある。施設で集団生活する児童の感染防止拡大の観点から法定予防接種の保護者同意要件の緩和は必要であると考えます。

○予防接種の実施について、児童養護施設や児童相談所から相談があるが、包括同意を得られていない場合も多くある。施設に入所し、かつ親と連絡が取りにくいような場合には、過去に予防接種を行っていない児童であることも多いが、同意の取得に時間がかかり、迅速な接種が難しい。

○H26年度は15人の児童が施設入所しており、子どもの虐待数の増加に伴い、施設入所者数も増加することが予測される。入所児童の健康保持に寄与するために、定められた時期に接種できる対応が必要と考える。

○市民が市外の施設に入所しているケースもあるため、保護者と連絡が取れない場合に限り、施設長等の同意で予防接種ができると良い。また、重篤な副反応等が出た場合の責任を保護者に問われるのではないかと懸念があるのでその対応についても十分検討する必要がある。

○県医師会予防接種委員会において、委員(小児科開業医)から、県内の児童養護施設の入所児童のうち、保護者が行方不明の児童、児童の所在地を保護者に秘匿している児童に対し、予防接種ができないケースがある旨の報告を受けている。感染症のまん延防止、当該児童の適切な健康管理のため、施設長等保護者以外の者の同意により予防接種することが支障なくできるようにすべきである。

○親権剥奪の裁判中、児童は祖母の家に保護されている。児童は12歳であり、DT2期の予防接種を実施したいが、祖母は「親権を行う者又は後見人」に該当しない。保護者の文章による同意が難しい場合、定期接種としての予防接種は不可となる。

○施設入所児童等で保護者と連絡が取れず予防接種実施判断が困難な事例が発生している。

○提案事例の発生時には、「施設長等が親権代行している」とみなして、施設長等の同意で予防接種を実施している。保護者の施設間のトラブル回避や施設内の衛生環境を考慮して、施設長等の権限について明確な定義が必要と考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

実情を踏まえて、十分に検討すること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○施設長等の同意により予防接種を行うことが現行制度上対応可能である場合(保護者が行方不明により連絡が取れない等)については、その旨を通知等により速やかに明確化すべきではないか。

○施設長等の同意により予防接種を行うことが現行制度上不可能である場合(保護者の行方は分かるものの連絡が取れない、保護者に連絡は取れるが予防接種を拒否している等)については、親権者が施設長等の安定した監護措置を不当に妨げてはならないとされた平成23年児童福祉法改正の趣旨を踏まえ、どのような場合に保護者同意要件を緩和できるか、省令改正を含めてルールを明確化すべきではないか。

各府省からの第2次回答

児童相談所における一時保護児童及び施設入所児童等の保護者が行方不明などにより連絡が取れず、保護者の同意の有無が確認できない場合、児童相談所長や施設長の同意により当該児童が定期的予防接種を受けることは現行制度上可能である。その旨を改めて周知するため、実務上の問題点を整理後、通知等を速やかに発出し明確化することとしたい。

一方で、保護者の行方を把握しているが連絡が取れない場合については、現行制度上、保護者の同意の有無が確認できないために予防接種ができない場合がある。こうした場合において、児童相談所長や施設長の同意で予防接種をできることとするについては、児童相談所や関係団体などに対する意見照会等を行った上で、必要な省令改正等を行うこととしたい。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

通番23

管理番号	225	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	法定予防接種の保護者同意要件の緩和				
提案団体	京都府、関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

法定予防接種の保護者同意要件について、施設入所児童等で保護者と連絡が取れない児童については、施設長等の同意で可能とすることを求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

予防接種実施規則第5条の2により、予防接種を行うに当たっては、被接種者又はその保護者の同意を得なければならないこととされている。
定期接種実施要領では、児童福祉施設等において、接種の機会ごとに保護者の同意を得ることが困難であると想定される場合には、当該施設において保護者の包括的な同意文書を事前に取得しておくことも差し支えないとされているが、保護者が行方不明であるなど連絡が取れない入所児童については、必要な予防接種を受けることができないことから、施設長等の同意で接種を可能とすることを求める。

根拠法令等

予防接種実施規則第5条の2
定期予防接種実施要領

各府省からの第1次回答

定期の予防接種を行うに当たり、予防接種実施規則第5条の2の規定に基づき、あらかじめ被接種者又はその保護者に対して、適切な説明を行い、文書により同意を得なければならないとされているが、ここでいう「保護者」とは、予防接種法第2条7項において「親権を行う者又は後見人」とされている。

ここで、児童福祉法第33条の2第1項において、「児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。」と定められている。また、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対しても同様に、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、児童福祉施設長が親権を行うこととされている。(同法第47条第1項及び第2項)

ここでいう「親権を行う者又は未成年後見人のない」場合とは、居住不明等の場合も含まれるため、児童相談所における一時保護児童及び施設入所児童等の保護者が行方不明などにより連絡が取れず、保護者の同意の有無が確認できない場合において、施設長等の同意で当該児童が定期の予防接種を受けることは現行制度上可能である。

一方で、保護者の行方を把握しているが連絡が取れない場合については、ご指摘の通り、保護者の同意の有無が確認できないために予防接種ができない場合がある。こうした場合において、施設長の同意で予防接種をできることとするについては、児童福祉施設長など児童福祉行政を担っている方々の意見にも配慮しつつ、法制面での対応を含め検討していくこととしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

保護者が行方不明の場合に施設長等の同意で予防接種を受けることが可能とされていることについては、児童福祉施設の運営指針等への記載にとどまっているため厚労省の見解が十分に浸透しておらず、児童福祉施設や市町村においても対応に苦慮するケースがあることから、あらためて通知等に明記して周知徹底を前向きに検討いただきたい。

併せて、施設長等の同意により予防接種を受けて不幸にも副反応等が生じた場合の、同意した者の責任に関する考え方についても一定の整理を図り、施設長等が予防接種を受けさせることに遅疑逡巡することのない環境整備についても検討いただきたい。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

釧路市、青森県、いわき市、栃木県、埼玉県、行田市、春日部市、府中市、相模原市、三条市、豊田市、岐阜県、海南市、玉野市、久留米市、熊本市、宮崎市、特別区長会

○一時保護中又は施設入所中に保護者との連絡が取れなくなることは多々あり、必要性を感じている。

○施設入所中の者で入所時に保護者の同意書がないために法定接種を受けることができないケースがあった。予防接種の目的は「感染のおそれのある疾病の発生及び予防、国民の健康の保持」であり、親が行方不明等で同意書を得ることができないために、疾病予防のための予防接種を受けることができないことは児童にとって大変な不利益であると考えます。

○保護者と連絡がとれずに、必要な予防接種を受けるために対応を苦慮している事例について何件も市町村から相談を受けている。施設で集団生活を送るためには予防接種は必要であり、定期接種することができる年齢の児童には広く、公平に接種機会を設けることが重要だと考える。

○本市にも児童福祉施設があり、保護者が行方不明であるなど保護者からの同意が取れない入所児童も一定程度存在する。そのような児童においても、病気の予防を図るとともに、施設における感染症のまん延を予防する観点から、必要な予防接種を受けることができるよう、施設長・児童相談所長等の同意で接種を可能とすることを求める。

○施設入所児童等について保護者の同意の有無が確認できない場合は、その施設長の同意を得て接種可能としてほしい。(以前該当者が1名いました)

○施設入所児童については、入所の際に通常保護者から予防接種に関する同意を得ることになっているが、入所に至る経過等によっては保護者から同意を得ることが困難な事例がある。施設で集団生

活する児童の感染防止拡大の観点から法定予防接種の保護者同意要件の緩和は必要であると考え
る。

○予防接種の実施について、児童養護施設や児童相談所から相談があるが、包括同意を得られてい
ない場合も多くある。施設に入所し、かつ親と連絡が取りにくいような場合には、過去に予防接種を
行っていない児童であることも多いが、同意の取得に時間がかかり、迅速な接種が難しい。

○H26年度は15人の児童が施設入所しており、子どもの虐待数の増加に伴い、施設入所者数も増加
することが予測される。入所児童の健康保持に寄与するために、定められた時期に接種できる対応が
必要と考える。

○市民が市外の施設に入所しているケースもあるため、保護者と連絡が取れない場合に限り、施設長
等の同意で予防接種ができると良い。また、重篤な副反応等が出た場合の責任を保護者に問われる
のではないかと懸念があるのでその対応についても十分検討する必要がある。

○過去に施設入所児童の予防接種について、保護者の包括的同意文書により予防接種を実施した事
例があるが、保護者から同意書をとれない児童については、当市事業として予防接種を受けられない
のが現状である。そのため、当市においても提案内容に賛同するものであるが、万が一当該児童に予
防接種による健康被害が発生した場合、後日保護者から施設長及び市が訴えられることのないような
制度でなければ参画は困難である。

○県医師会予防接種委員会において、委員(小児科開業医)から、県内の児童養護施設の入所児童
のうち、保護者が行方不明の児童、児童の所在地を保護者に秘匿としている児童に対し、予防接種が
できないケースがある旨の報告を受けている。感染症のまん延防止、当該児童の適切な健康管理の
ため、施設長等保護者以外の者の同意により予防接種することが支障なくできるようにすべきである。

○親権剥奪の裁判中、児童は祖母の家に保護されている。児童は12歳であり、DT2期の予防接種を
実施したいが、祖母は「親権を行う者又は後見人」に該当しない。保護者の文章による同意が難しい場
合、定期接種としての予防接種は不可となる。

○施設入所児童等で保護者と連絡が取れず予防接種実施判断が困難な事例が発生している。

○提案事例の発生時には、「施設長等が親権代行している」とみなして、施設長等の同意で予防接種
を実施している。保護者の施設間のトラブル回避や施設内の衛生環境を考慮して、施設長等の権限に
ついて明確な定義が必要と考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

実情を踏まえて、十分に検討すること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○施設長等の同意により予防接種を行うことが現行制度上対応可能である場合(保護者が行方不明により
連絡が取れない等)については、その旨を通知等により速やかに明確化すべきではないか。

○施設長等の同意により予防接種を行うことが現行制度上不可能である場合(保護者の行方は分かるもの
の連絡が取れない、保護者に連絡は取れるが予防接種を拒否している等)については、親権者が施設長等
の安定した監護措置を不当に妨げてはならないとされた平成23年児童福祉法改正の趣旨を踏まえ、どのよ
うな場合に保護者同意要件を緩和できるか、省令改正を含めてルールを明確化すべきではないか。

各府省からの第2次回答

児童相談所における一時保護児童及び施設入所児童等の保護者が行方不明などにより連絡が取れず、保
護者の同意の有無が確認できない場合、児童相談所長や施設長の同意により当該児童が定期的予防接種
を受けることは現行制度上可能である。その旨を改めて周知するため、実務上の問題点を整理後、通知等を
速やかに発出し明確化することとしたい。

一方で、保護者の行方を把握しているが連絡が取れない場合については、現行制度上、保護者の同意の有
無が確認できないために予防接種ができない場合がある。こうした場合において、児童相談所長や施設長
の同意で予防接種をできることとするについては、児童相談所や関係団体などに対する意見照会等を
行った上で、必要な省令改正等を行うこととしたい。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

通番7

管理番号	168	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	朝・夕の時間帯における保育士配置定数の緩和				
提案団体	瑞穂市				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

26年の提案に対する対応策として、27年度の間は、朝・夕の時間帯で当該保育所において保育する児童が少数である時間帯に、保育士1人に限り、当該保育士に代え保育施設における十分な業務経験を有する者を配置することもやむを得ないとの特例が示された。

ところが、本市では必ずしも保育する児童が少数でない施設もあり特例が認められないこともあることから、28年度以降の措置について継続して検討を求めるとともに、現場の状況を踏まえ、その適用条件等について改めて整理することを求める。併せて、代替できる者の定義の明確化を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【本市の保育士不足の状況】
非正規職員である保育士の希望労働時間は、大半が9時から15時までとなっており、この時間帯は正規職員もいるため、職員数は充足されている。一方、保育所では、11時間を超えて預かる児童が多くなっており、朝・夕の保育士の確保が難しい状況となっている。

【懸念の解消策】
昨年の提案と同様に、保育士が不足している朝・夕の原則的な保育時間以外の時間帯においては、おむつ交換やおやつ等の生活の支援が主となるため、保育士2人のうち1人を、特例で示されたように代替できる者で対応できるようにすることで、懸念を解消したい。

【特例に係る課題認識】
今回示された特例を活用する上で、次の点から困難であると感じている。

- ・特例措置が27年度限りであり、28年度以降の方向性が見えないこと。
- ・「当該保育所において保育する児童が少数である時間帯」とあるが、おおよそどの程度の状況を指しているか判断しにくい。また、本市では朝・夕であってもそれなりの児童数を抱える施設もあるが、そのような場合にも状況に応じ適用できるよう改めて検討してほしい。
- ・保育士の代替者について「保育施設における十分な業務経験を有する者、家庭的保育者等適切な対応が可能なもの」とされているが、どのような者を指しているか判断しにくく特例措置の活用に踏み出しづらい。

根拠法令等

児童福祉法第18条の4、第45条
児童福祉施設の整備及び運営に関する基準第33条

各府省からの第1次回答

提案については、「日本再興戦略改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)」において「保育士の確保が特に厳しい地域において、本年度特例的に実施している取扱い(朝・夕の児童が少数である時間帯において保育士1名に代え、保育士でない保育業務経験者等を配置することを許容するもの)について、その実施状況等を踏まえて検証の上、来年度以降の在り方について本年度中に検討し、結論を得る。」とされており、当該閣議決定を踏まえて検証する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本市では、朝・夕の時間帯に保育する児童数が保育士の最低必要数の2名で納まる保育所はなく、平成27年度限りの特例を適用できない状況である。このような中、保育士確保に努め、朝・夕についても短時間限定で、引退された保育士の雇用や潜在保育士研修などの取組を進めているが、朝・夕の時間帯を希望してくれる方はごく少数であり、結局、不足を補うために日中働いている正規職員の超過勤務対応が恒常化している。このような状況から、朝・夕の時間に限り保育士の配置基準を2分の1でよいこととし、代替者を充てられるようにすることを提案したい。

代替者でも可能であると考え一つの理由として、朝・夕の時間帯の業務は、日中とは性質が異なり、保育士以外の者ができるものが多くあるため、これらの業務を有資格者でない者に移行させることにより、保育士を更に専門性の高い業務に集中させることで、保育の安全をより確保できると考える。

我々もできることなら保育士をフルで配置したいところであるが、長時間の保育需要が一層増してくる中で、このままではとても十分な保育サービスを提供できなくなる恐れがあるため、安全性が維持できる範囲で柔軟な対応を検討いただきたい。

(参考)朝・夕の時間における保育士以外の者ができると考えられる用務

水やり、テラス清掃、洗濯物片付け、おやつ準備、お茶の用意、プール水はり、うさぎの餌やり、飼育ケース掃除、キッチンルーム清掃、オムツ交換、洗濯、玩具消毒 等

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

洞爺湖町、能代市、鹿角市、尾花沢市、東金市、三条市、安曇野市、福知山市、奥出雲町、江田島市、新居浜市、八女市、古賀市、宮崎市、石垣市、角田市

○利用状況を見ると18:00以降の利用は少数であり、有資格者のパートの確保は非常に困難な地域であるため実施にあたり緩和は必要である。

○保育士不足は深刻であり、保育士2人のうち1人を代替できるよう柔軟な対応を望む。

○慢性的に保育士が不足しており、短時間保育士の採用で充足させている状況である。しかし、その勤務希望が朝・夕を除く時間帯であることから、朝・夕の保育士の確保が難しい状況である。

○保育時間が年々伸びていることによる保育士の勤務体系の調整には苦慮しているところである。また不足は、深刻な問題であり、通常の保育時間内での採用も難しい状況が近年続いている現状がある。今後、本提案にある保育士配置定数に関する緩和が必要になることが予想される。

○通常、職員の勤務時間は8時間程度であるが、保育士不足の中、原則的な8時間保育以外の早朝保育や延長保育を必要とする児童が多くなってきており、必要な保育士数の確保が非常に困難な状況となっている。そのため、早朝・延長保育の時間帯においては、配置基準を緩和し、無資格者を1名に限定することなく配置可能とすることで、保育サービスの充実が図られる。

○保育士不足が深刻化している。朝、夕の長時間保育の時間帯については、適切な対応が可能なものでも代替可能と考える。特例措置の継続を求めたい。

○保育士に係る有効求人倍率は平成27年1月に2.1倍となり、保育士不足が深刻化している状況となっている。この影響により臨時保育士の募集で必要人員が確保できない事態が続いており、臨時保育士では割に合わないという空気の中、保育士の採用に苦慮している。特に、コアタイム以外の朝夕のシフトに対応する者の確保が困難であり、保育する児童が少数の場合には、特例措置を活用して保育施設における十分な業務経験を有する者を保育士に替えて配置できるよう配慮願いたい。

○朝夕の時間帯での保育士確保が困難となっており、正規職員の負担が大きくなっている。職員の適

正な配置を図るため、規制緩和を求める。

○現状では、朝夕の時間帯は保育士の複数配置で対応しているが、一方で、恒常的な保育士不足のなかで、保育士確保とシフト体制の双方に苦慮している。このような状況から、保育士資格者でなく、「保育補助者でも可」となれば現場における人材確保の課題が少しでも解消される。ただし、登園降園時間帯については、子どもや保護者への格段の配慮が必要な時間であることから、子育て経験を有す、地域の事情を知っている等の適切な方を配置するよう留意するべきと考えます。

○保育士不足が深刻化しており、早朝、遅番のシフト勤務の配置に苦慮している。朝夕の保育する児童が少数の時間帯に、保育士1人に限り、保育士以外の経験者等を配置することができる特例については、懸案の解消策の一つと考える。本特例が更に有効活用できるよう、適用できる保育所範囲の柔軟化や代替者の明確化を図り、制度化を望むものである。

○非正規職員である保育士の希望労働時間は、大半が9時から15時までとなっており、この時間帯は正規職員もいるため、職員数は充足されている。一方、保育所では、11時間を超えて預かる児童が多くなっており、朝・夕の保育士の確保が難しい状況となっている。

○そもそも保育士の確保が困難な状況が続く一方で、保育需要は増えるとともに、保護者の就労時間等に合わせた多様な受け入れを実現するための体制整備が求められており、現場での対応は大変苦慮しています。特例措置という一時的な取り扱いではなく、各地域の実情に応じた恒常的かつ実効性のある取り扱いに改善していただきたい。

○同様に、保育士不足が生じているため、是非配置定数の緩和をお願いしたい。

○提案市と同様、朝夕の時間帯においても多数の園児が登園している。特に朝夕の時間帯は保育士資格を持った者の勤務希望者が少なく、保育士の確保に苦心している。

○現在、保育士不足が大きな課題となっており、各施設において保育士の確保に苦慮している状況である。特に、郊外においては、保育士の確保が困難な状況にあり、朝夕の2名配置が困難な状況にある施設も生じている。さらに、幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行した施設においても、土曜日勤務できる保育士確保が困難なため、土曜日の利用児童が少ないにもかかわらず開園することができない園も見られる。

○特例が適用される基準に関して問い合わせがあり、明確な基準を示すことができなかった事例があった。ある程度の具体的な基準を示していただきたいということと、慢性的な保育士不足及び保育士の処遇改善という課題解消のためにも、単年度限定の特例措置ではなく、法及び基準の見直しを求める。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

保育所の保育士の配置数に関する「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ標準とし、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた異なる内容を定めることを許容するべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

なお、検討に当たっては、保育の質が確保されることを前提とすること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○提案の背景となっている朝・夕の保育士不足等の実情を把握の上、例えば、小規模保育事業B型の類似型として保育士の2分の1を保育士有資格者以外の経験者等で代替可能とするなどの制度設計も含めて、要件緩和について検討すべきではないか。

○上記の検討の際は、日中と朝・夕の時間帯で保育の性質が異なり、それに伴い保育士が担う役割が時間帯において異なるという点も考慮に入れるべきである。現に、朝・夕の時間帯は直接児童に関わること以外の施設管理作業(施設の開錠・施錠、施設内掃除等)や、設備準備・片付け作業(洗濯、おやつやお茶の準備、玩具消毒等)等も多く、これらを有資格者以外の者に委ね、保育士には児童に直接関わる業務を重点的に担わずことで、保育の質を維持しながら、保育士不足の状況に柔軟に対応できるのではないか。

○以上を踏まえ、本年度特例的に実施している取扱いについて、「日本再興戦略改訂2015」(平成27年6月30日閣議決定)に沿って検証し、提案に関する対応方針については年末までに閣議決定を行うとされていることを念頭に、恒久化や措置内容の明確化等の結論を出すべきではないか。

各府省からの第2次回答

提案については、「日本再興戦略改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)」を踏まえて実施した保育士数の特例的な取扱いに係るアンケート調査の結果をもとに本年度の取扱いを検証した上で、保育の質が確保されることを前提として、来年度以降の在り方について本年度中に検討し、結論を得ることとしている。

なお、再意見において新たにいただいた「朝・夕の時間に限り保育士の配置基準を2分の1でよいこととし、代替者を充てられるようにする」というご提案については、保育所における保育の質を確保するためには、保育に関する専門的な知識と技能を有する保育士資格を持った保育士により保育が行われる必要があり、保育士の配置基準はその質確保のために最低限必要な数を定めているものであることから、適当ではないと考える。

(※)「保育体制強化事業実施要綱」において、保育士資格を有しない者であっても、保育に係る周辺業務(保育設備等の消毒・清掃、給食の配膳・後片付けその他保育士の負担軽減に資する業務)を行えるものとしている。